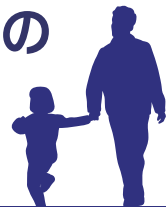


これまでよりも便利で保障内容が充実した団信付の【フラット35】がスタートしました!



付いてる団信☑2つの変更ポイント

☑1 団信特約料の別払いが不要



団信特約料は毎年1回1年分を支払う必要があるんだけど、今月はその支払月で、家計の負担が大きいなあ…でも、支払を忘れてしまった場合は、万一の際に保障が受けられなくなるし…



これからは、毎年1回のまとまった費用負担がなくなるね! また、支払を忘れて保障が受けられなくなる心配もないね!

そこで、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35】の取扱いを開始しました。



☑2 保障内容が充実

充実
その1

新機構団信の保障内容は、従来の機構団信が保障する死亡保障と高度障害保障から死亡保障と身体障害保障に変わりました。

充実
その2

新3大疾病付機構団信の保障内容は、新機構団信の保障、従来の3大疾病付機構団信が保障する3大疾病保障のほか、新たに介護保障が追加されました。



平成29年9月まで

機構団信の
保障範囲

高度障害

死亡

3大疾病付機構団信の
保障範囲

3大疾病

高度障害

死亡

平成29年10月から

新機構団信の
保障範囲

身体障害保障

死亡

新3大疾病付機構団信の
保障範囲

介護保障

3大疾病

身体障害保障

死亡

追加

新機構団体信用生命保険制度の保障内容

保障内容の概要

新登場!

新機構団信

【身体障害保障】

●身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当し、身体障害者手帳の交付を受けたときに保険金が支払われ、【フラット35】の債務に充当されることで以後の返済が不要となります。

公的制度和リンクしていて、保障対象がわかりやすいですね!



高度障害保障と身体障害保障の違い(例)

	片側半身がマヒし、片側の手足がほとんど機能しない(2級)	緑内障で視力が低下し、矯正後の視力が右0.01左0.03となった(2級)	心臓機能障害で心臓ペースメーカーを装着し日常生活が極度に制限された(1級)	じん臓機能障害で人工透析を受けており日常生活が極度に制限された(1級)	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上となった(2級)	言葉による意思疎通が全くできなくなった
身体障害保障の対象	○	○	○	○	○	×
従来の機構団信 高度障害保障の対象	×	×	×	×	×	○

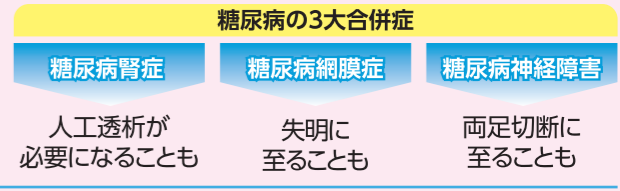
身体障害者手帳1級または2級の交付を受けることが必要です。

※()内は身体障害認定の等級
 ※身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害に重複して該当したことにより同法に基づき1級または2級の身体障害者手帳の交付があった場合も保障の対象となります。
 ※詳しくは厚生労働省ホームページ等で「身体障害者障害程度等級表(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)」をご参照ください。
 ※平成29年3月現在の身体障害者福祉法に基づきます。

新機構団信では、連帯債務者であるご夫婦ふたりで「デュエット」(夫婦連生団信)に加入できます。

身体障害のリスクは身近にあります

例えば... 糖尿病の合併症で身体障害状態になることも



例えば... スポーツや交通事故で身体障害状態になることも



18歳以上の身体障害者認定者数(1, 2級)



出典: 厚生労働省「平成27年度 福祉行政報告例の概況」

【死亡】死亡されたときに保険金が支払われ、【フラット35】の債務に充当されることで以後の返済が不要となります。

更に保障を充実させた、新3大疾病付機構団信も、ぜひご検討ください。

保障内容の概要

●3大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)が原因で、一定の要件に該当した場合に保険金が支払われ、【フラット35】の債務に充当されることで以後の返済が不要となります。

①がん

所定のがんにかかり、医師により診断確定されたとき。ただし以下の場合は対象となりません。
 ・保障開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されていたとき。
 ・保障開始日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定されたとき。
 ・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められたとき。
 ・上皮内がんのとき、及び皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんのとき。

②急性心筋梗塞

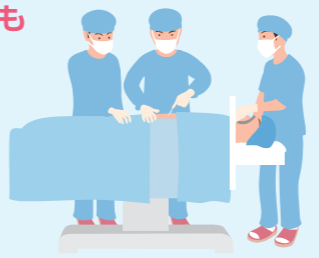
急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかの状態に該当したとき。ただし、保障開始日前の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し所定の状態になられた場合は対象となりません。
 ・初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。
 ・所定の手術を受けたとき。

③脳卒中

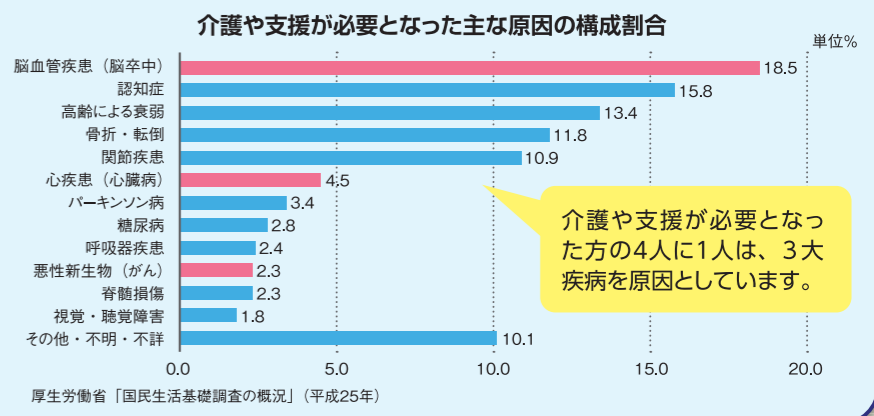
脳卒中を発病し、次のいずれかの状態に該当したとき。ただし、保障開始日前の疾病を原因として脳卒中を発病し所定の状態になられた場合は対象となりません。
 ・初診日からその日を含めて60日以上、まひや運動失調、言語障害などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。
 ・所定の手術を受けたとき。

所定の手術を受けたときも保障

②急性心筋梗塞、③脳卒中を発病した場合は、「所定の状態が60日以上継続したと診断されたとき」だけでなく、「治療を目的として病院または診療所において手術を受けたときも保障されます。」



3大疾病に備えましょう



介護や支援が必要となった方の4人に1人は、3大疾病を原因としています。

保障内容の概要

●次のいずれかの場合に保険金が支払われ、【フラット35】の債務に充当されることで以後の返済が不要となります。
 ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として公的介護保険制度による要介護2から要介護5までのいずれかに該当していると認定されたとき。
 ・保障開始日以後の傷害または疾病を原因として所定の要介護状態に該当し、該当した日を含めて180日以上要介護状態が継続したことが医師によって診断確定されたとき。

40歳未満の方など、公的介護保険制度による要介護認定を受けることができない方であっても、保険会社所定の要介護状態に該当した場合には、保険金が支払われるときがあります。

要介護状態について

要介護度別の身体状態のめやす

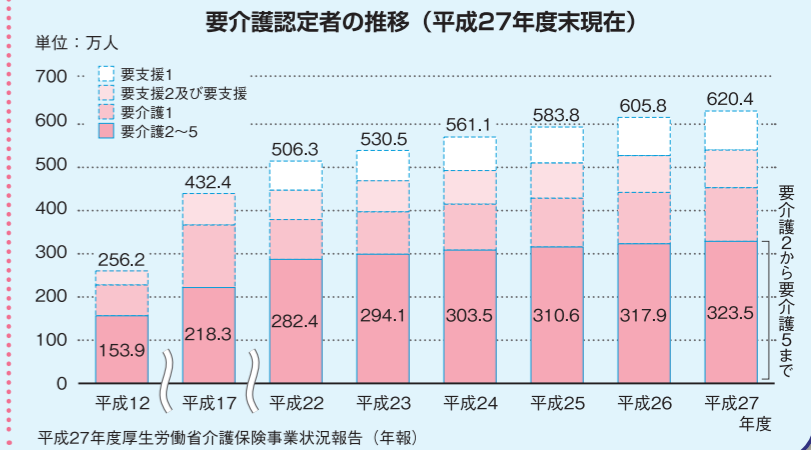
軽度	1 生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 食事や排泄はほとんどひとりでできるが、ときどき介助が必要な場合がある。立ち上がりや歩行などに不安定さが見られることが多い。問題行動や理解の低下が見られることがある。
軽度	2 軽度の介護を必要とする状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱はなんとかできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下が見られることがある。
要介護	3 中等度の介護を必要とする状態 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下が見られることがある。
要介護	4 重度の介護を必要とする状態 食事や排泄にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりでほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下が見られることがある。
重度	5 最重度の介護を必要とする状態 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

出典:公益財団法人生命保険文化センター「介護保障ガイド」2016年10月

保障の対象となる要介護2から要介護5まで(または所定の要介護状態)の具体例

- 食事、排泄、入浴、衣服の着脱に介助が必要な状態
- 松葉杖や手すり等で支えても、歩行がひとりではできない状態(車椅子がなければ歩けない)
- 介護者に抱えられ、またリフト等の機器を用いなければ、浴槽への出入りがひとりではできない状態

要介護状態となる方は増えています



新3大疾病付機構団信

新登場!

【介護保障】

団体信用生命保険について

お客さまに万一のことがあった場合に備えて、【フラット35】の団体信用生命保険(新機構団信・新3大疾病付機構団信)にご加入いただくことにより、住宅金融支援機構に支払われる保険金が【フラット35】の債務に充当されるため、以後の返済が不要となります。

	新機構団信	新3大疾病付機構団信
申込可能年齢	告知日現在、満15歳以上満70歳未満	告知日現在、満15歳以上満51歳未満
保障期間	満80歳の誕生日の属する月の末日まで	3大疾病保障・介護保障は満75歳の誕生日の属する月の末日まで ※満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは3大疾病保障・介護保障はなくなり、満80歳の誕生日の属する月の末日まで新機構団信の保障(死亡・身体障害保障)となります。
お申込みの時期	【フラット35】の借入申込時	
【フラット35】の借入金利※1	新機構団信付き【フラット35】の金利※2 (デュエットをご利用になる場合は新機構団信付き【フラット35】の金利+0.18%)	新機構団信付き【フラット35】の金利※2+0.24%

※1 団体信用生命保険の保障が終了する年齢(80歳)に達する等団体信用生命保険の保障が終了となる場合や機構が免責となる場合等、機構が債務弁済充当を行わないこととなったときでもあっても、【フラット35】の借入金利は、ご契約時の金利から変更されません。

※2 毎月の新機構団信付き【フラット35】の金利は、フラット35サイトをご覧ください。

よくあるご質問

Q1 従来の制度で【フラット35】を申し込みましたが、新機構団信付きの【フラット35】に変更することはできますか？

A1 平成29年9月30日までに【フラット35】をお申込みのお客さまが、新機構団体信用生命保険制度の利用を希望される場合には、平成29年10月1日以後に改めて融資のお申込みの手続きが必要となり、改めて融資審査をいたします。新機構団体信用生命保険制度専用の『新機構団信制度申込書兼告知書』も、改めてご提出いただく必要があります。取扱金融機関の融資審査または住宅金融支援機構の融資審査の結果によっては、従前の審査結果にかかわらず、お客さまのご希望にそえない場合があります。また、新たなお申込みの融資審査の結果を踏まえ、従前のお申込みについても、従前の融資審査の結果にかかわらず融資をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、お客さまの健康状態等によっては、新機構団体信用生命保険制度にご加入いただけない場合があります。

Q2 従来の高度障害保障では支払対象となっていたもので、身体障害保障では支払対象となくなったものはありますか？

A2 保障内容が変わることにより、従来の高度障害保障で保障対象となっている高度障害状態の一部について、身体障害保障では保障対象ではなくなりました。例えば、言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったものや、神経・精神の障害で終身常に介護を要するものなどがこれに該当します。

Q3 既に身体障害者手帳を持っている場合、または既に要介護認定を受けている場合、新機構団体信用生命保険制度に加入できますか？

A3 ご加入いただける場合があります。『新機構団信制度申込書兼告知書』を加入申込者ご本人がもれなく正確に記載の上、お申込みください。

Q4 身体障害者手帳の取得や要介護認定の手続きはどうすればいいのですか？

A4 身体障害者手帳の取得と要介護認定の手続きは、いずれも、ご自身の居住する市区町村への申請が必要です。各市区町村の介護保険課などが担当窓口です。申請には所定の申請書のほか、必要書類がございますので、各市区町村の担当窓口にお尋ねください。

 住宅金融支援機構

{ フラット35 サイト }
www.flat35.com

フラット35

検索

【フラット35】サイト
QRコード



お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35

営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、次の番号へおかけください。

048-615-0420 (通話料金がかかります)

●月曜日や祝日明けはお電話が混み合っており、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。
●お電話の内容は、相談サービスの質の向上と内容を正確に承るため、録音させていただいております。

2017年10月